

令和8年熊本地震で被害を受けた建築物等の 建築物のエネルギー消費性能適合性判定等手数料の減免措置について

熊本県土木部建築住宅局建築課

令和8年熊本地震で被害を受けた建築物所有者等の経済的負担を軽減するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の各種申請手数料について、減免措置（全額免除）を行います。

1 全額免除する手数料一覧

	手数料名称	手数料額	全額免除の要件 (A被害区分)※
適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	5,000~251,000円	罹災証明書で 「一部損壊」 以上
	計画変更に係る 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	2,500~125,500円	
	軽微変更該当証明書交付申請	2,500~125,500円	

※市町村により証明書の発行形式が異なる場合はご相談ください。

2 全額免除の要件

B対象者	①罹災証明書の発行を受けた本人（法人等を含む。）であること。 ②住宅にあっては、本人と同居する者であること。 ③過去に同一の罹災証明書で減免を受けていないこと。
C用途・規模	①被災した建築物等と同じ用途であること。 ②被災した建築物等と同規模程度であること。

※罹災証明書の写し及び必要に応じて被災した建築物の図面等を添付してください。

3 その他

被災した建築物を別の土地に建替えする場合も上記手数料の免除対象となります。（個別にご相談ください。）

4 免除期間

災害発生日から令和9年（2027年）3月31日まで